

議案第148号

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条—第21条）

第2章 家庭的保育事業（第22条—第26条）

第3章 小規模保育事業

第1節 通則（第27条）

第2節 小規模保育事業A型（第28条—第30条）

第3節 小規模保育事業B型（第31条・第32条）

第4節 小規模保育事業C型（第33条—第36条）

第4章 居宅訪問型保育事業（第37条—第41条）

第5章 事業所内保育事業（第42条—第48条）

第6章 雑則（第49条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の16第1項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする

る。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準(次条及び第4条において「最低基準」という。)は、利用乳幼児(市長の監督に属する家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限り、法第6条の3第9項第2号、第10項第2号、第11項第2号又は第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であつて満3歳以上のものについて保育を行う場合にあっては、当該児童を含む。以下同じ。)をいう。以下同じ。)が、明るく、安全で衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(家庭的保育事業等を行う事業所(以下「家庭的保育事業所等」という。)の管理者を含む。以下同じ。)が保育を提供することにより、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴き、その監督に属する家庭的保育事業等を行う者(以下「家庭的保育事業者等」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と家庭的保育事業者等)

第4条 家庭的保育事業者等は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている家庭的保育事業者等においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(家庭的保育事業者等の一般原則)

第5条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、利用乳幼児の最善の利益を考慮して、その運営を行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該家庭的保育事業等の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 家庭的保育事業者等は、自らその行う保育の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 家庭的保育事業者等は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 家庭的保育事業所等(居宅訪問型保育事業を行う場所を除く。次項、次条第2号、第14条

第2項及び第3項、第15条第1項並びに第16条第1項及び第3項において同じ。)には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

- 6 家庭的保育事業所等の構造設備は、採光、換気等利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(保育所等との連携)

第6条 家庭的保育事業者等(居宅訪問型保育事業を行う者(以下「居宅訪問型保育事業者」という。)を除く。以下この条、次条第1項及び第2項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条、第17条第1項から第3項まで並びに附則第3項において同じ。)は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育(教育基本法(平成18年法律第120号)第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。)又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第16条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。

- (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) 必要に応じて、代替保育(家庭的保育事業所等の職員の病気、休暇等により保育を提供することができない場合に、当該家庭的保育事業者等に代わって提供する保育をいう。)を提供すること。
- (3) 当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあつては、第42条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。

(家庭的保育事業者等と非常災害)

第7条 家庭的保育事業者等は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるよう努めなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、非常災害に備えるため、関係機関への通報及び連携の体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練を行わなければ

ならない。

3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

(家庭的保育事業者等における職員の一般的要件)

第8条 家庭的保育事業者等において利用乳幼児の保育に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際に関する専門性を備えたものでなければならない。

(家庭的保育事業者等の職員の知識及び技能の向上等)

第9条 家庭的保育事業者等の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第10条 家庭的保育事業所等は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、必要に応じ当該家庭的保育事業所等の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。ただし、保育室及び各事業所に特有の設備並びに利用乳幼児の保育に直接従事する職員については、この限りでない。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第11条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(懲戒に係る権限の濫用禁止)

第13条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し法第47条第3項の規定により懲戒に関しその利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。

(衛生管理等)

第14条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、当該家庭的保育事業所等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 家庭的保育事業所等には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
- 4 居宅訪問型保育事業者は、保育に従事する職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。
- 5 居宅訪問型保育事業者は、居宅訪問型保育事業を行う場所に備える設備及び備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(食事)

第15条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、当該家庭的保育事業所等内で調理する方法（第10条の規定により、当該家庭的保育事業所等の調理設備又は調理室を兼ねている他の社会福祉施設等の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

- 2 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
- 4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
- 5 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(食事の提供の特例)

第16条 次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する家庭的保育事業者等は、前条第1項の規定にかかわらず、当該家庭的保育事業者等の利用乳幼児に対する食事の提供について、次項に規定する施設（以下「搬入施設」という。）において調理し、家庭的保育事業所等に搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該家庭的保育事業者等は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該家庭的保育事業所等において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

- (1) 利用乳幼児に対する食事の提供の責任が当該家庭的保育事業者等にあり、その管理者が、安全面、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

- (2) 当該家庭的保育事業所等又は他の施設、保健所、市等の栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士による必要な配慮が行われること。
 - (3) 調理業務の受託者を、当該家庭的保育事業者等による給食の趣旨を十分に認識し、安全面、衛生面、栄養面、技術面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。
 - (4) 利用乳幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、利用乳幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
 - (5) 食を通じた利用乳幼児の健全育成を図る観点から、利用乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。
- 2 搬入施設は、次の各号のいずれかの施設とする。
- (1) 連携施設
 - (2) 当該家庭的保育事業者等と同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業又は事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等
 - (3) 学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第2項に規定する義務教育諸学校又は同法第6条に規定する共同調理場（家庭的保育事業者等が、山間のへき地その他の地域であつて前2号に掲げる搬入施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて家庭的保育事業等を行う場合に限る。）
- 3 家庭的保育事業者等は、第1項各号に掲げる要件のいずれにも該当する場合に限り、家庭的保育事業所等内で行う調理業務の全部又は一部を第三者に委託することができる。

（利用乳幼児及び職員の健康診断）

第17条 家庭的保育事業者等は、利用乳幼児に対し、利用開始時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であつて、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければなら

い。

3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置を解除し、又は停止する等必要な手続を執ることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。

4 家庭的保育事業者等の職員の健康診断に当たっては、特に利用乳幼児の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

(家庭的保育事業所等内部の規程)

第18条 家庭的保育事業者等は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 家庭的保育事業等の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他家庭的保育事業等の運営に関する重要事項

(家庭的保育事業所等に備える帳簿)

第19条 家庭的保育事業所等には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第20条 家庭的保育事業者等の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第21条 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 家庭的保育事業者等は、その行った保育に関し、当該保育の提供又は法第24条第6項の規定による措置に係る市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

第2章 家庭的保育事業

(設備の基準)

第22条 家庭的保育事業は、家庭的保育者（市長が行う研修（滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。次条第2項において同じ。）を修了した保育士であって、法第34条の20第1項第4号に該当せず、かつ、その保育する乳幼児の保育に専念できる者として市長が認めるものに限る。以下同じ。）の居宅その他の場所（保育を受ける乳幼児の居宅を除く。）であって、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとして市長が適当と認める場所（次条において「家庭的保育事業を行う場所」という。）で実施するものとする。

(1) 乳幼児の保育を行う専用の部屋（次号及び第3号において「専用の部屋」という。）を設けること。この場合において、乳児の保育を行うときは、区画された専用の部分を設けるなど、安全性の確保に努めること。

(2) 専用の部屋は、1階に設けること。ただし、専用の部屋を設ける建物が、次のア、イ及びカの要件に該当するときは専用の部屋を2階に、次に掲げる要件のいずれにも該当するときは専用の部屋を3階以上の階に設けることができる。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物であること。

イ 専用の部屋が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあつては、当該階段の構造が、建築物の1階から専用の部屋が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造であるものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、専用の部屋からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 調理設備(次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。)

以外の部分と調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料により仕上げていること。

カ 専用の部屋その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク カーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

- (3) 専用の部屋の面積は、9.9平方メートル（保育する乳幼児が3人を超える場合は、9.9平方メートルに3人を超える人数1人につき3.3平方メートルを加えた面積）以上であること。
- (4) 乳幼児の保健衛生上必要な採光、照明及び換気の設備を有すること。
- (5) 衛生的な調理設備及び便所を設けること。
- (6) 同一の敷地内に乳幼児の屋外における遊戯等に適した広さの庭（付近にあるこれに代わるべき場所を含む。次号において同じ。）があること。
- (7) 前号の庭の面積は、満2歳以上の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (8) 火災報知器及び消火器を設置すること。

（職員）

第23条 家庭的保育事業を行う場所には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第3項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。ただし、家庭的保育者が家庭的保育補助者（市長が行う研修を修了した者であつて、家庭的保育者を補助するものをいう。以下同じ。）とともに保育する場合には、3人（家庭的保育補助者が保育士である場合にあっては、5人）以下とする。

（保育時間）

第24条 家庭的保育事業における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、乳幼児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）が定めるものとする。

（保育の内容）

第25条 家庭的保育事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の厚生労働大臣が定める指針に準じ、家庭的保育事業の特性に留意して、保育する乳幼児の心身の状況等に応じた保育を提供しなければならない。

（保護者との連絡）

第26条 家庭的保育事業者は、保育する乳幼児の保護者と常に密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

第3章 小規模保育事業

第1節 通則

(小規模保育事業の区分)

第27条 小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型に区分する。

第2節 小規模保育事業A型

(設備の基準)

第28条 小規模保育事業A型を行う事業所(以下「小規模保育事業所A型」という。)の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児の保育を行う小規模保育事業所A型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児の保育を行う小規模保育事業所A型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該事業所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号、第33条第4号及び第5号並びに第43条第5号及び第6号において同じ。)、調理設備及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜

		路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあつては、当該階の構造が、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かつて開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができると認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造であるものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所A型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所A型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のもので設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所A型の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料により仕上げていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所A型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(職員)

第29条 小規模保育事業所A型には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第3項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあつては、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第30条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業A型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第26条において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業A型を行う者(第30条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者(A型)」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者(A型)」と読み替えるものとする。

第3節 小規模保育事業B型

(職員)

第31条 小規模保育事業B型を行う事業所(以下「小規模保育事業所B型」という。)には、保育士その他保育に従事する職員が受けなければならないものとして市長が行う研修(滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。)を修了した者(次項において「保育従事者」と総称する。)、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第3項の規定により調理業務の全

部を委託するときは、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分（第3号及び第4号に掲げる区分にあつては、法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

（準用）

第32条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模保育事業B型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業B型を行う者（第32条において準用する次条及び第26条において「小規模保育事業者（B型）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（B型）」と、第28条各号列記以外の部分中「小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）」とあり、同条第1号、第4号及び第7号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模保育事業所B型」と読み替えるものとする。

第4節 小規模保育事業C型

（設備の基準）

第33条 小規模保育事業C型を行う事業所（以下「小規模保育事業所C型」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児の保育を行う小規模保育事業所C型には、乳児室又はほふく室、調理設備及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児の保育を行う小規模保育事業所C型には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理設備及び便所を設けること。

(5) 保育室又は遊戯室の面積及び屋外遊戯場の面積は、それぞれ前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(6) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(7) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあつては、当該階段の構造が、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造であるものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分から

その一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 小規模保育事業所C型の調理設備（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と小規模保育事業所C型の調理設備の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理設備の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 小規模保育事業所C型の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料により仕上げていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 小規模保育事業所C型のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防火処理が施されていること。

(職員)

第34条 小規模保育事業所C型には、家庭的保育者、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第3項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。

2 家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、3人以下とする。ただし、家庭的保育者が、家庭的保育補助者とともに保育する場合には、5人以下とする。

(利用定員)

第35条 小規模保育事業所C型は、その利用定員を6人以上10人以下としなければならない。

(準用)

第36条 第24条から第26条までの規定は、小規模保育事業C型について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業C型を行う者（第36条において準用する次条及び第

26条において「小規模保育事業者（C型）」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模保育事業者（C型）」と読み替えるものとする。

第4章 居宅訪問型保育事業

（居宅訪問型保育事業）

第37条 居宅訪問型保育事業者は、次に掲げる保育を提供するものとする。

- (1) 障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第5項又は第46条第5項の規定による便宜の提供に対応するために行う保育
- (3) 法第24条第6項に規定する措置に対応するために行う保育
- (4) 母子家庭等（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第5項に規定する母子家庭等をいう。）の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、居宅訪問型保育を提供する必要性が高いと本市が認める乳幼児に対する保育

（設備及び備品）

第38条 居宅訪問型保育事業者が居宅訪問型保育事業を行う場所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、保育の実施に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

（職員）

第39条 居宅訪問型保育事業において家庭的保育者1人が保育することができる乳幼児の数は、1人とする。

（居宅訪問型保育連携施設）

第40条 居宅訪問型保育事業者は、第37条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合にあっては、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設（以下この条において「居宅訪問型保育連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、山間のへき地その他の地域であって、居宅訪問型保育連携施設の確保が著しく困難であると本市が認めるものにおいて居宅訪問型保育事業を行う居宅訪問型保育事業者については、この限りでない。

（準用）

第41条 第24条から第26条までの規定は、居宅訪問型保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」という。）」とあり、並びに第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは、「居宅訪問型保育事業者」と読み替えるものとする。

第5章 事業所内保育事業

(利用定員の設定)

第42条 事業所内保育事業を行う者は、次の表の左欄に掲げる利用定員数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるその他の乳児又は幼児（法第6条の3第12項第1号イ、ロ又はハに規定するその他の乳児又は幼児をいう。）の数以上の定員枠を設けなくてはならない。

利用定員数	その他の乳児又は幼児の数
1人以上5人以下	1人
6人又は7人	2人
8人以上10人以下	3人
11人以上15人以下	4人
16人以上20人以下	5人
21人以上25人以下	6人
26人以上30人以下	7人
31人以上40人以下	10人
41人以上50人以下	12人
51人以上60人以下	15人
61人以上	20人

(設備の基準)

第43条 事業所内保育事業（利用定員が20人以上のものに限る。第45条及び第46条において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「保育所型事業所内保育事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児の保育を行う保育所型事業所内保育事業所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室（当該保育所型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業者が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第5号において同じ。）及び便所を設けること。
- (2) 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- (3) ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (4) 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- (5) 満2歳以上の幼児（法第6条の3第12項第2号の規定に基づき保育が必要と認められる児童であって満3歳以上のものを受け入れる場合にあつては、当該児童を含む。以下この章において同じ。）の保育を行う保育所型事業所内保育事業所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場、調理室及び便所を設けること。

(6) 保育室又は遊戯室の面積は前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は同号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。

(7) 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。

(8) 保育室等を2階に設ける建物は次のア、イ及びカの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 建築基準法第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物であること。

イ 保育室等が設けられている次の表の左欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の右欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段
3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上の階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあつては、当該階段の構造が、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造であるものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ウ イに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

エ 保育所型事業所内保育事業所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。以下このエにおいて同じ。）以外の部分と保育所型事業所内保育事業所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(ア) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(イ) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

オ 保育所型事業所内保育事業所の壁及び天井の室内に面する部分を不燃材料により仕上げていること。

カ 保育室等その他乳幼児が出入りし、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

キ 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関に火災を通報する設備が設けられていること。

ク 保育所型事業所内保育事業所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

(保育所型事業所内保育事業所の職員)

第44条 保育所型事業所内保育事業所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第3項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。

2 保育士の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分(第3号及び第4号に掲げる区分にあつては、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。)に応じ、当該各号に定める数の合計数以上とする。ただし、一の保育所型事業所内保育事業所につき2人を下回ることはいできない。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務す

る保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(連携施設に関する特例)

第45条 保育所型事業所内保育事業を行う者にあつては、連携施設の確保に当たって、第6条第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。

(準用)

第46条 第24条から第26条までの規定は、保育所型事業所内保育事業について準用する。

この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条において「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業を行う者（第46条において準用する次条及び第26条において「保育所型事業所内保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「保育所型事業所内保育事業者」と読み替えるものとする。

(小規模型事業所内保育事業所の職員)

第47条 事業所内保育事業（利用定員が19人以下のものに限る。次条において「小規模型事業所内保育事業」という。）を行う事業所（以下この条及び次条において「小規模型事業所内保育事業所」という。）には、保育士その他保育に従事する職員が受けなければならないものとして市長が行う研修（滋賀県知事その他の機関が行う研修で、市長が指定するものを含む。）を修了した者（次項において「保育従事者」と総称する。）、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、第16条第1項の規定により搬入施設から食事を搬入するとき、又は同条第3項の規定により調理業務の全部を委託するときは、調理員を置かないことができる。

2 保育従事者の数は、次の各号に掲げる乳幼児の区分（第3号及び第4号に掲げる区分にあつては、法第6条の3第12項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。）に応じ、当該各号に定める数の合計数に1を加えた数以上とし、そのうち半数以上は保育士とする。

(1) 乳児 おおむね3人につき1人

(2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね5人につき1人

(3) 満3歳以上満4歳に満たない児童 おおむね20人につき1人

(4) 満4歳以上の児童 おおむね30人につき1人

3 前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師又は看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

(準用)

第48条 第24条から第26条まで及び第28条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第24条中「家庭的保育事業を行う者（次条及び第26条に

において「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者（第48条において準用する次条及び第26条において「小規模型事業所内保育事業者」と、第25条及び第26条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第28条各号列記以外の部分中「小規模保育事業A型を行う事業所（以下「小規模保育事業所A型」という。）」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号及び第7号中「小規模保育事業所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と読み替えるものとする。

第6章 雑則

（委任）

第49条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号。以下「整備法」という。）の施行の日から施行する。

（食事の提供の経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において現に存する整備法による改正前の法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設又は事業を行う者が、施行日以後に家庭的保育事業等の認可を得た場合においては、施行日から起算して5年を経過する日までの間は、第15条、第22条第5号（調理設備に係る部分に限る。）、第23条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第28条第1号（調理設備に係る部分に限り、第32条及び第48条において準用する場合を含む。）及び第4号（調理設備に係る部分に限り、第32条及び第48条において準用する場合を含む。）、第29条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第31条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第33条第1号（調理設備に係る部分に限る。）及び第4号（調理設備に係る部分に限る。）、第34条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）、第43条第1号（調理室に係る部分に限る。）及び第5号（調理室に係る部分に限る。）、第44条第1項本文（調理員に係る部分に限る。）並びに第47条第1項本文（調理員に係る部

分に限る。)の規定は、適用しないことができる。

(連携施設に関する経過措置)

- 3 家庭的保育事業者等は、連携施設の確保が著しく困難であつて、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要かつ適切な支援を受けることができると本市が認める場合は、第6条第1項本文の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

(小規模保育事業所B型等に関する経過措置)

- 4 第31条及び第47条の規定の適用については、家庭的保育者又は家庭的保育補助者は、施行日から起算して5年を経過する日までの間、第31条第1項及び第47条第1項に規定する保育従事者とみなす。

(利用定員に関する経過措置)

- 5 小規模保育事業所C型にあつては、第35条の規定にかかわらず、施行日から起算して5年を経過する日までの間、その利用定員を6人以上15人以下とすることができる。

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(最低基準の目的)

第2条 この条例で定める基準（次条及び第4条において「最低基準」という。）は、市長の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用している児童（以下「利用者」という。）が、明るく、安全で衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第3条 市長は、大津市社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者（以下「放課後児童健全育成事業者」という。）に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準と放課後児童健全育成事業者)

第4条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させ

なければならない。

- 2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業の一般原則)

第5条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図るとともに、その保護者の就労と子育てを支援することを目的として行われなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重し、利用者の最善の利益を考慮して、その運営を行わなければならない。
- 3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。
- 4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。
- 5 放課後児童健全育成事業を行う場所（以下「放課後児童健全育成事業所」という。）の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害)

第6条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に際して必要な設備を設けるよう努めなければならない。

- 2 放課後児童健全育成事業者は、非常災害に備えるため、関係機関への通報及び連携の体制、避難の方法等を定めた防災計画を策定するとともに、当該計画に基づき、必要な訓練を行わなければならない。
- 3 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業所における職員の一般的要件)

第7条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

(放課後児童健全育成事業所の職員の知識及び技能の向上等)

第8条 放課後児童健全育成事業所の職員は、常に自己研鑽^{けんざん}に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第9条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第1項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第5項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

(1) 保育士の資格を有する者

(2) 社会福祉士の資格を有する者

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)に基づく中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省

令第63号)第10条第3項第3号の文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第9号において「高等学校卒業生等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

- (4) 学校教育法に基づく幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法に基づく大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)に基づく大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法に基づく大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者
- (7) 学校教育法に基づく大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修了した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業生等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

4 第2項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する利用者の数は、おおむね40人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が20人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち1人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者を平等に取り扱う原則)

第11条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第12条 放課後児童健全育成事業所の職員は、利用者に対し、法第33条の10各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第13条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(間食の提供)

第14条 放課後児童健全育成事業者は、利用者之间食を提供するよう努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者之间食を提供する場合にあつては、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、間食の提供について、当該放課後児童健全育成事業所外で調理し、搬入する方法により行う場合にあつては、次に掲げる要件を満たさなければならない。この場合において、当該放課後児童健全育成事業者は、当該間食の提供について当該方法によることとしてもなお当該放課後児童健全育成事業所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

(1) 利用者に対する間食の提供の責任が当該放課後児童健全育成事業者にあり、その管理者が、安全面、衛生面、栄養面等における業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

(2) 調理業務の受託者を、当該放課後児童健全育成事業所における間食の趣旨を十分に認識し、安全面、衛生面、栄養面、技術面等において、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする事。

(3) 利用者のアレルギー、アトピー等に対し、適切に配慮することができる事。

(運営規程)

第15条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

(1) 事業の目的及び運営の方針

(2) 職員の職種、数及び職務の内容

(3) 開所する日及び時間

(4) 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額

- (5) 利用定員
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) 事業の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)

第16条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第17条 放課後児童健全育成事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員であった者が、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第18条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)

第19条 放課後児童健全育成事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間以上を原則として、児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに当該事業所を開所する時間を定めなければならない。

- (1) 小学校の休業日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき8時間
- (2) 小学校の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 1日につき3時間

2 放課後児童健全育成事業者は、1年につき250日以上を原則として、児童の保護者の就労日数、小学校の休業日その他の状況等を考慮して、放課後児童健全育成事業所ごとに当該事業所を開所する日数を定めなければならない。

(保護者との連絡)

第20条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の保護者と常に密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)

第21条 放課後児童健全育成事業者は、市、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して、利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)

第22条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、当該事故に係る損害賠償を速やかに行わなければならない。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。

(設備の基準の経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築されたものを除く。）については、第9条第2項の規定は、当分の間、適用しない。

(職員の経過措置)

3 この条例の施行の日から平成32年3月31日までの間、第10条第3項の規定の適用につ

いては、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの（平成32年3月31日までに修了することを予定している者を含む。）」とする。

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市社会福祉審議会条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉審議会条例（平成20年条例第51号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「には、」の次に「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条に規定する事項及び」を加え、「当該事務に関する」を「これらの」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

第6条及び第7条を削る。

第8条中「に規定する」を「の規定により身体障害者福祉専門分科会に設ける」に改め、同条を第6条とする。

第9条中「福祉子ども部及び健康保険部」を「その審議事項を所管する部」に改め、同条を第7条とし、第10条を第8条とする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）の施行の日の前日までの間における改正後の第2条第2項の規定の適用については、同項中「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とあるのは、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）による改正後の就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」とする。

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第52号）の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第41条」に、「第43条」を「第42条」に改める。

第16条第3項中「保育の実施」を「保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第17条中「児童福祉施設」の次に「（保育所を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 保育所は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する保育の内容
- (3) 職員の職種、数及び職務の内容
- (4) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- (7) 保育所の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法

(9) 非常災害対策

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

(11) その他保育所の運営に関する重要事項

第20条第2項中「若しくは保育の実施」を「又は保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置」に改める。

第33条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第34条第8号イの表4階以上の部中「4階以上」を「4階以上の階」に改め、同部避難用の項を次のように改める。

避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は第3項各号に規定する構造の屋内階段（同条第1項各号に規定する構造のものにあっては、当該階段の構造が、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とがバルコニー又は外気に向かって開くことのできる窓若しくは排煙設備（同条第3項第1号の国土交通大臣が定めた構造方法を用いるものその他有効に排煙することができるものと認められるものに限る。）を有する付室を通じて連絡し、かつ、同条第3項第2号、第3号及び第9号に規定する構造であるものに限る。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
-----	---

第36条第2項中「（認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「就学前保育等推進法」という。）第7条第1項に規定する認定こども園をいう。）である保育所（以下「認定保育所」という。）にあっては、幼稚園（学校教育法第1条に規定する幼稚園をいう。以下同じ。）と同様に1日に4時間程度利用する幼児（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上、1日に8時間程度利用する幼児（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上）」及び「（認定保育所にあつては、短時間利用児おおむね35人につき1人以上、長時間利用児おおむね30人につき1人以上）」を削る。

第41条を次のように改める。

（業務の質の評価等）

第41条 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第42条を削り、第5章中第43条を第42条とする。

附則第3項の前の見出し及び同項から附則第6項までを削る。

附 則

この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。ただし、第33条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

大津市子ども発達相談センター条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市子ども発達相談センター条例

(設置)

第1条 発達に関する相談、助言、診察、検査、情報の提供その他の必要な援助を行うことにより、発達障害児等（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児及び発達障害（同条第1項に規定する発達障害をいう。）の疑いのある児童（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第4条第1項に規定する児童をいう。）をいう。以下同じ。）及びその家族を支援し、もってその福祉の増進を図るため、大津市子ども発達相談センター（以下「センター」という。）を設置する。

(位置)

第2条 センターの位置は、大津市浜大津四丁目1番1号とする。

(事業)

第3条 センターにおいては、次に掲げる事業を行う。

- (1) 発達に係る相談及び助言に関する事業
- (2) 発達に係る診察及び検査に関する事業
- (3) 発達障害児等の福祉に係る研修会等の開催その他の啓発に関する事業
- (4) 発達障害児等及びその家族の支援に係る関係機関との連携及び調整に関する事業
- (5) その他センターの設置の目的を達成するために必要な事業

(利用の資格)

第4条 前条第1号及び第2号に掲げる事業を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 本市の区域内に住所を有する発達障害児等で15歳に達する日以後最初の3月31日を経過していないもの及びその保護者

(2) 前号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

(センターへの入館制限)

第5条 市長は、センターを利用する者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、センターへの入館を拒否し、又はセンターから退館させることができる。

(1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。

(2) センターの施設又は設備を汚損し、又は毀損するおそれがあるとき。

(3) 他の利用者に危害を及ぼし、又は他の利用者の迷惑となる行為をするおそれがあるとき。

(4) センターの管理上支障があると認めるとき。

(5) その他センターの利用を不適當であると認めるとき。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、センターの管理運営について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第153号

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市手数料条例の一部を改正する条例

大津市手数料条例（平成12年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第7条中「別表第29項第1号」を「別表第28項第1号」に改める。

別表第29項中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改め、同表第44項各号列記以外の部分中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、「昭和35年法律第145号」の次に「。以下この項において「法」という。」を加え、同項第1号中「薬事法」を「法」に改め、同項第2号中「薬事法」を「法」に、「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同項第3号から同項第8号までの規定中「薬事法」を「法」に改め、同項第9号中「薬事法」を「法」に、「医薬品販売業」を「医薬品の販売業」に改め、同項第10号を次のように改める。

(10) 法第24条第2項の規定に基づく医薬品の販売業の許可の更新の申請に対する審査 1件につき 11,000円

別表第44項第11号及び第12号中「薬事法」を「法」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同項第18号中「薬事法施行令」を「政令」に、「薬局開設、医薬品販売業」を「医薬品の販売業」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同項第20号とし、同項第17号中「薬事法施行令」を「政令」に、「薬局開設、医薬品販売業」を「医薬品の販売業」に、「賃貸業」を「貸与業」に改め、同号を同項第19号とし、同項第16号中「薬事法施行令」を「政令」に改め、同号を同項第18号とし、同項第15号中「薬事法施行令」を「政令」に改め、同号を同項第17号とし、同項第14号中「薬事法施行令」を「政令」に改め、同号を同項第16号とし、同項第

13号中「薬事法施行令（昭和36年政令第11号）」を「政令」に改め、同号を同項第15号とし、同項第12号の次に次の2号を加える。

(13) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号。以下この項において「政令」という。）第1条の5第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の書換え交付 1件につき 2,100円

(14) 政令第1条の6第1項の規定に基づく薬局開設の許可証の再交付 1件につき 3,100円

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第7条の改正規定及び別表第44項第2号の改正規定（「第4条第2項」を「第4条第4項」に改める部分に限る。） 公布の日

(2) 別表第29項の改正規定 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日

議案第154号

大津市保健所条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市保健所条例の一部を改正する条例

大津市保健所条例（平成20年条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「大津市におの浜四丁目4番5号」を「大津市浜大津四丁目1番1号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第155号

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市教育相談センター条例の一部を改正する条例

大津市教育相談センター条例（平成11年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条中「大津市浜大津二丁目1番35号」を「大津市浜大津四丁目1番1号」に改める。

附 則

この条例は、教育委員会規則で定める日から施行する。

議案第156号

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め
る条例（平成25年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第17条第6号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関
する法律」に、「第2条第16項」を「第2条第17項」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

議案第157号

大津市消費生活条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市消費生活条例の一部を改正する条例

大津市消費生活条例（平成21年条例第5号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、平成26年11月25日から施行する。

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改め、同項第3号中「次のいずれかに該当する者で、」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する配偶者のない男子で」に、「そのもの」を「その者」に改め、同号アからクまでを削り、同項第6号及び第7号中「母子及び寡婦福祉法第6条第3項」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第4項」に改め、同条第2項中「配偶者」の次に「（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第2条 大津市医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号ア中「含む」の次に「。次号において同じ」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 第2条の規定による改正後の大津市医療費助成条例の規定は、この条例の施行の日以後に受ける医療に係る医療費について適用し、同日前に受けた医療に係る医療費については、なお従前の例による。

大津市特別会計条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市特別会計条例の一部を改正する条例

大津市特別会計条例（昭和39年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第9号を次のように改める。

(9) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 改正後の大津市特別会計条例の規定は、平成26年度以後の歳入及び歳出について適用し、平成25年度の歳入及び歳出については、なお従前の例による。

議案第160号

大津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例

大津市福祉事務所設置条例（昭和26年条例第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

議案第161号

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

大津市社会福祉法に基づく婦人保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年条例第53号）の一部を次のように改正する。

第16条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市立児童クラブ条例の一部を改正する条例

大津市立児童クラブ条例（平成12年条例第76号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第34条の8」を「第34条の8第1項」に改める。

第4条第1項中「午前9時15分」を「午前9時30分」に改め、同条第2項中「午後6時30分」を「午後7時」に改める。

第5条第1項第2号を次のように改め、同条第2項を削る。

(2) 小学校等に就学していること。

第11条第2項を次のように改める。

2 前項の保育料の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（月の15日以後の日を開始日とする延長保育の利用の承認を受け、又は月の14日までの日を終了日とする延長保育の利用の承認の取消しを受けた者に係る当該月の延長保育の保育料にあっては、当該各号に定める額に2分の1を乗じて得た額）とする。

(1) 午後6時から午後6時30分までの間において延長保育を利用する場合 児童1人につき月額1,000円

(2) 午後6時から午後7時までの間において延長保育を利用する場合 児童1人につき月額2,000円

別表中「第12条関係」を「第14条関係」に改め、同表大津市立中央児童クラブの項中「大津市島の関1番50号」を「大津市島の関1番60号」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表の改正規定 規則で定める日
- (2) 第1条及び第5条の改正規定 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和63年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項第5号中「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（）」を「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（）」に、「支援給付を」を「支援給付及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号）附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によることとされた支援給付を」に改める。

別表第1高橋川第一団地の項中「3」を「2」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。

議案第164号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|-----------------------------|
| 1 工 事 名 | 平野小学校大規模改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市馬場一丁目 |
| 3 工 事 概 要 | 大規模改修工事（建築工事） 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 504,934,560円 |
| 6 契約の相手方 | 蒲生郡日野町松尾五丁目1番地
株式会社奥田工務店 |

議案第165号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|--|
| 1 工 事 名 | 平野小学校大規模改修機械設備工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市馬場一丁目 |
| 3 工 事 概 要 | 空気調和設備工事 一式
換気設備工事 一式
衛生器具設備工事 一式
給水設備工事 一式
排水設備工事 一式
給湯設備工事 一式
消火設備工事 一式
ガス設備工事 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 203,871,600円 |
| 6 契約の相手方 | 大津市におの浜三丁目1番51号
関西設備工業株式会社 |

議案第166号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

- | | |
|-----------|------------------|
| 1 工 事 名 | 日吉中学校大規模改修工事 |
| 2 工 事 場 所 | 大津市下阪本六丁目 |
| 3 工 事 概 要 | 大規模改修工事（建築工事） 一式 |
| 4 契 約 方 法 | 公募型指名競争入札 |
| 5 契 約 金 額 | 531,236,880円 |
| 6 契約の相手方 | 杉橋建設株式会社 |

契約締結者

大津市におの浜三丁目4番40-202号

杉橋建設株式会社大津営業所長

議案第167号

字の区域の変更について

土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から次のとおり真野佐川町における字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

変 更 前		変 更 後
字	地 番	字
ミコダ	155の1、157の1	滝ヶ谷

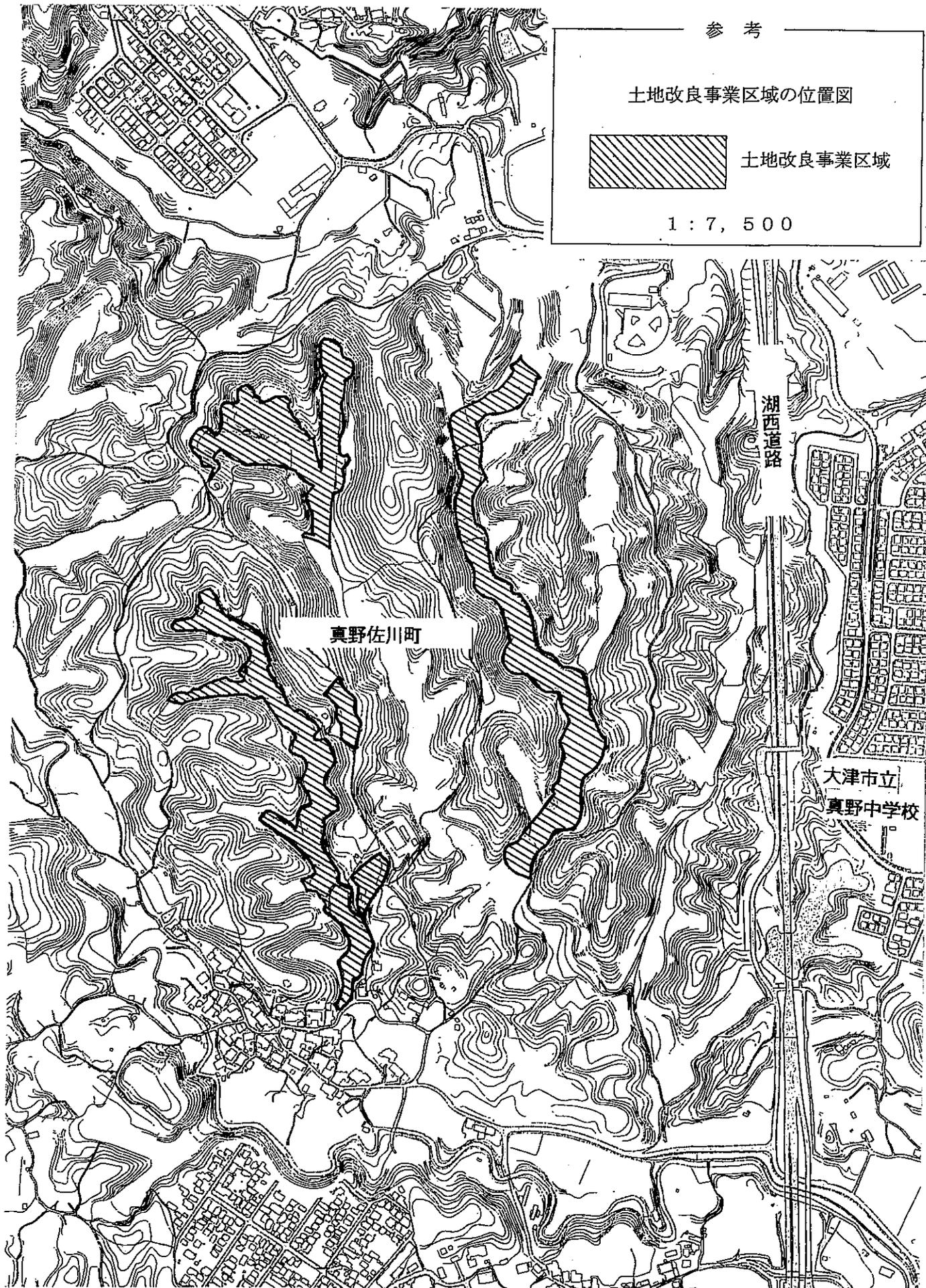
参考

土地改良事業区域の位置図



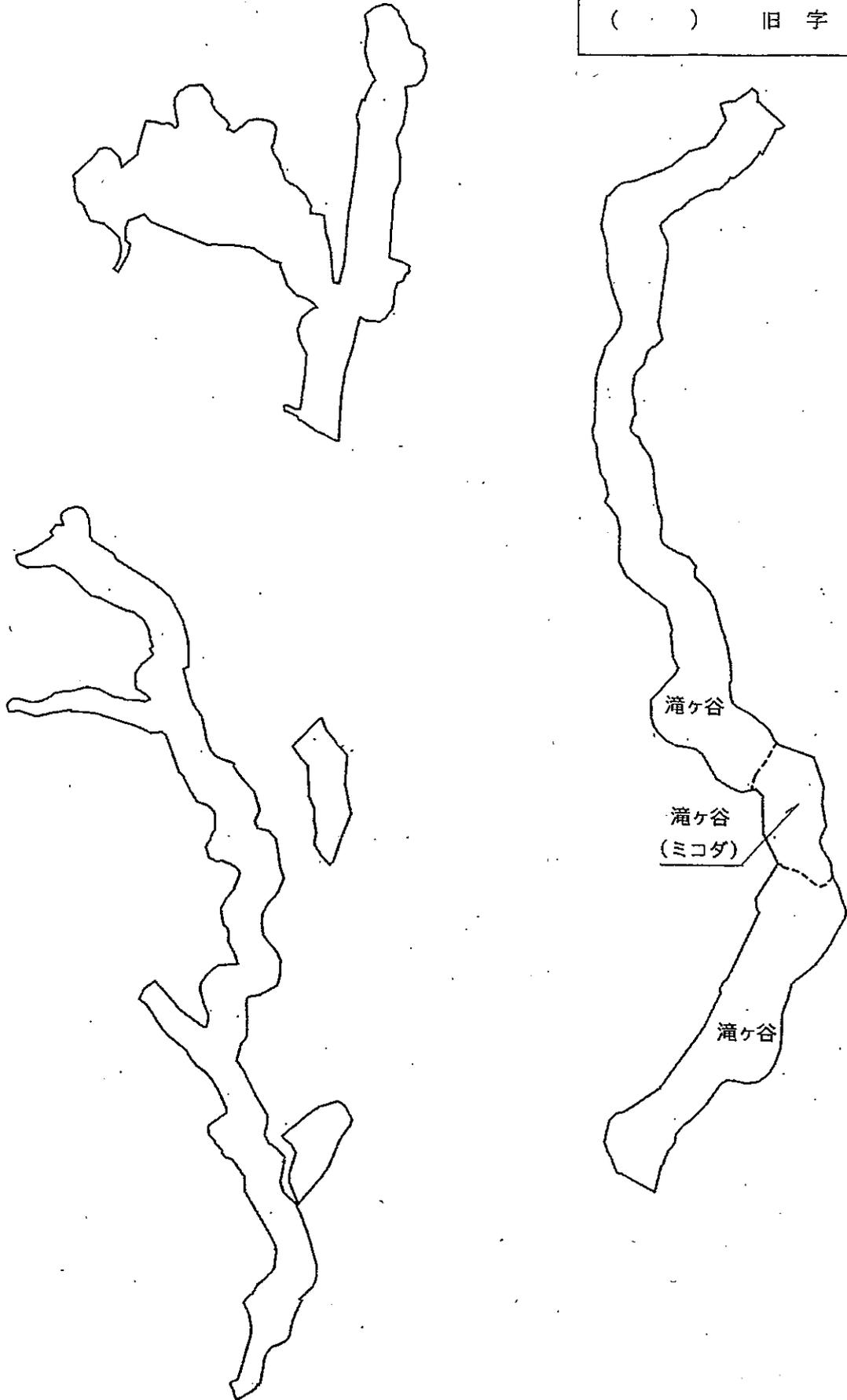
土地改良事業区域

1 : 7, 500



字の区域の変更の位置図

- 土地改良事業区域
- - - - 変更前の字界のうち
- 変更した部分
- () 旧 字 名



議案第169号

損害賠償の額を定めることについて

次のとおりガス施設の設置及び管理の瑕疵による事故に係る損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

1 損害賠償の相手方

東京都千代田区霞が関三丁目7番3号

日本興亜損害保険株式会社

2 損害賠償の額

10,336,000円

(参考)

平成24年8月14日、大津市石山外畑町[REDACTED]において、企業局の管理する液化石油ガスボンベ庫から大雨による土石流により液化石油ガスボンベが流出し、当該ボンベから漏出したガスに何らかの要因により着火したことにより、住宅が全焼し、その家財が焼損した事故に関し、当該家財の所有者が加入する損害保険の保険者である相手方から求償されたもの

議案第171号

和解及び損害賠償の額を定めることについて

次のとおり交通事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求める。

平成26年9月1日提出

大津市長 越 直 美

1 和解の相手方

大津市今堅田二丁目38番3号

藤木商店株式会社

2 損害賠償の額

891,624円

(参考)

平成26年6月30日、大津市真野谷口町字今183番3地先市道幹1075号線において、不法投棄物の撤去作業のため停車していた公用車の助手席に乗車していた道路管理課職員が運転を交代しようとして運転席に移動したところ、誤ってサイドブレーキが解除されたことにより、同公用車が坂道を後退し、その後方に停車していた相手方車両と接触し、同車両が損傷したもの